

「最先端研究開発支援ワーキングチーム」の開催等について

平成 21 年 6 月 29 日

最先端研究開発支援会議座長決定

- 1 「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議決定）2.（1）②に基づき、「最先端研究開発支援プログラム」に関する中心研究者及び研究課題の選定及び選定のために必要な事項等に関する審議・検討を行い、「最先端研究開発支援会議」における審議・検討に資することを目的として、支援会議の下、「最先端研究開発支援ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を開催する。
- 2 ワーキングチームの構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 ワーキングチームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキングチーム座長が定める。

(参考)

ワーキングチームにおける当面の主な検討課題

- 「最先端研究開発支援会議」における審議、検討に資するための中心研究者候補及び研究課題候補の選定（申請者からのヒアリングを含む。）
- プログラムの推進に資するための関係者からの意見聴取
- 先端研究助成基金運用方針及び執行方針の検討
- 研究支援担当機関の公募・選定の基本方針及び公募要領の検討
- プログラムのフォローアップ等